

銚子市外川漁港海業推進地域協議会 設置要綱

(目的)

第 1 条 外川漁港における海業を推進するとともに、関係機関等との連携により地域活性化方策について広く意見を聴取し、協議するため、銚子市外川漁港海業推進地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この要綱において「海業」とは、従来の漁業に加え、海や漁村の地域資源を活用した観光業、その他関連産業をいう。

(所掌事項)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 海業の推進に関すること。
- (2) 外川漁港の施設等活用に関すること。
- (3) 漁業や地域資源を活用した外川漁港及び周辺地域の振興・活性化に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、漁業の振興に必要な事項。

(委員)

第 4 条 協議会の委員は、別表の関係機関等の代表者（以下「代表者」という。）又は当該関係機関等の中から代表者が指名する者をもって構成する。

2 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は議長となる。

2 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(会長の専決処分)

第 7 条 会議を招集する時間的余裕がないとき又は軽易な事項については、会長がその議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(作業部会)

第8条 協議会に作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、次に掲げる部会員をもって構成する。

(1) 協議会を構成する関係機関等の実務担当者。

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者。

3 部会の部会長は、会長が選任する。

4 部会は、協議会の指示を受けて第3条各号に掲げる事項を協議、検討し、その結果を協議会に報告する。

5 部会長は、必要に応じて、部会に部会員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第9条 協議会の庶務は、銚子市水産課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月14日から施行する。

別表(第4条関係)

関係機関等	備考
銚子市漁業協同組合	
外川支所漁業者協議会	
銚子商工会議所	
(一社) 銚子市観光協会	
千葉県議会	
千葉県漁業協同組合連合会	
外部有識者(千葉科学大学)	
三菱商事銚子支店	
千葉県銚子水産事務所	
千葉県銚子漁港事務所	
銚子市	水産課(事務局)、観光商工課他

オブザーバー

千葉県農林水産部水産局	水産課、漁港課
-------------	---------